平成22年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(府省名:環境省)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地		契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
環境調査研修所警備業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長秀田 智彦 埼玉県所沢市並木3-3		玉西支社 埼玉県所沢市くすのき台1- 11-2西武第二ビル7階	研修所施設のセンサー等警報装置は当該法人が設置 したものであり、本業務を他者に請け負わせると、 撤去等に要する相当な費用が追加的に発生し、経済 的に不利益を被るとともに、管理の面からも操作方 法等の変更により非効率的となるため(会計法29条 の3第4項)	_	1, 398, 600	_	_	競争性のある契約への移行に当たっては、複数年度 にわたる契約ができる予算措置が必要であり、その 検討と準備に時間を要するため	平成22年度	
特殊廃液処理施設希薄系排水処 理装置保守点検業務	支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター 総務課長 池田 りか 熊本県水俣市浜4058-18	平成21年4月1日		特殊廃液処理施設希薄系排水処理装置を研究開発した当該法人以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	I	1, 829, 100	-	_	競争性のある契約への移行に当たっては、仕様書作 成等の準備に時間を要するため	平成22年度	
特殊廃液処理施設濃厚廃液処理 装置保守点検業務	支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター 総務課長 池田 りか 熊本県水俣市浜4058-18	平成21年4月1日	会社	特殊廃液処理施設濃厚廃液処理装置を研究開発した 当該法人以外に本業務を実施することができないた め(会計法29条の3第4項)	-	2, 709, 000	_	_	競争性のある契約への移行に当たっては、仕様書作成等の準備に時間を要するため	平成22年度	
	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2		財団法人化学物質評価研究 機構 東京都文京区後楽1-4- 25	当該法人は、OECDIにおいて本業務に係る試験法開発 のリードラボラトリーに指定されていることから、 条約等の国際的取り決めにより、契約の相手方が一 に定められているものに準ずるものと認められるた め(会計法29条の3第4項)	1	61, 468, 646	_	-	現在進行中の試験法の開発が終了する平成21年度度 以降でなければ競争性のある契約に移行できないた め	平成22年度	
外来生物飼養等情報データベー スシステム改修等業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 後藤 真一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年6月16日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	外来生物飼養等情報データベースシステムを設計、 構築した当該法人以外に本業務を実施することがで きないため(会計法29条の3第4項)	-	15, 909, 600	_	_	本システムは、電子申請システムと連携するよう開発され、環境省 LANシステムや既存の文書管理システムを活用することとして設計、構築されていることから、電子申請システム等との連携仕様が標準化された23年度以降でなければ競争性のある契約に移行できないため	平成23年度	